

決議第 1 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年3月2日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

1. 令和5年度南風原町一般会計及び特別会計予算、下水道事業会計予算並びに議案審議の件
 - (1) 目的 : 予算の審議、議案第20号～24号の審議
 - (2) 派遣場所 : 南風原町内
 - (3) 期間 : 令和5年3月7日(火)
 - (4) 派遣議員 : 議員全員